

---

## 令和7年度 第4回夜間中学在り方検討委員会

期　日：令和7年10月31日（金）10:30～11:30  
会　場：県生涯学習センター「遊学館」第1研修室

---

1 開会

2 県教育委員会あいさつ

3 協議

夜間中学の在り方についての報告書（案）について

4 その他

5 閉会

【山形県夜間中学在り方検討委員会委員名簿】

No.	氏名	所属等	備考
1	濵江 学美	山形大学大学院教育実践研究科教授	
2	江口 恵	摸南大学現代社会学部現代社会学科講師	オンライン
3	金沢 智也	山形県市町村教育委員会協議会会長 (山形市教育委員会教育長)	
4	栗田 正人	山形県市町村教育委員会協議会副会長 (新庄市教育委員会教育委員)	
5	片倉 和之	山形県町村教育長会副会長 (川西町教育委員会教育長)	オンライン
6	加藤ひろ子	鶴岡市立櫛引中学校長	オンライン
7	吉田 晴美	県立霞城学園高等学校校長	欠席
8	安達 えり	認定特定非営利活動法人 With 優 統括	
9	高瀬 吉也 (海藤千美子)	やまがた若者サポートステーション所長 (やまがた若者サポートステーション相談支援員)	代理出席
10	佐藤 幸	(公財) 出羽庄内国際交流財団 事務局次長	

【山形県夜間中学在り方検討委員会事務局名簿】

No.	氏名	所属等
1	須崎 智志	山形県教育局学力向上推進監（兼）教育次長
2	佐藤 元	義務教育課長
3	森本 真紀	義務教育課多様な学び推進室長
4	佐藤 文明	義務教育課多様な学び推進室主任指導主事
5	高嶋 裕也	義務教育課多様な学び推進室指導主事
6	佐藤 卓朗	義務教育課多様な学び推進室指導主事
7	沢井 隼人	義務教育課多様な学び推進室主査

## 第3回山形県夜間中学在り方検討委員会

●出席者 夜間中学在り方検討委員9名（欠席：金沢委員）、事務局員

●協議（夜間中学の在り方についての報告書（骨子案）について）

＜事務局説明＞

山形県の夜間中学の望ましい在り方について報告書を作成するため、本検討委員会としての意見内容を取りまとめることが目的である。

委員会として報告書を作成するにあたり、これまでの検討委員会の中で、委員それぞれの立場から多くのご意見をいただいてきた。委員会として報告書を作成するにあたり、先ずは柱立てしたうえで、会議でいただいた意見を柱ごとに整理した骨子を作成し議論した方が、これまでの議論の見える化が図られ、意見が足りない部分、或いは修正が必要な部分が分かり易くなり、より委員の考えが反映された報告書が作成できると考えた。

今回は、この骨子案について検討いただき、これらを取りまとめた報告書の確認のため、もう一度本会を開催し、各委員には改めて報告書の文言を精査していただく。

○ 本県における夜間中学設置の必要性について	
瀧江委員長	具体的な検討に入る前に、今回の協議における各委員のこれまでの発言から、最初に、本県において夜間中学を設置していく必要があるということについて確認したい。
各委員	（異議なし）
瀧江委員長	異議ないことから、骨子案について協議を進めたい。
1 夜間中学の背景・経緯	
2 夜間中学の現状	
瀧江委員長	ここについては、本委員会で1回目、2回目に資料として提示されたものという認識であり、事実関係を記載しているという部分である。 山形県の現状、全国の設置状況、政府の方針等について、骨子案のような方向で報告書を記載するということでおろしいか。
各委員	（異議なし）
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
（1）目指す学校の姿	
栗田委員	前回までの話し合いの内容を3項目記載しているが、内容はこの通りでいい。 個人的には、特に「様々な年代層の生徒が集まり、多様な学びを進められること」、この部分を中心に文章化すれば、私たちの協議内容が反映されると考える。
片倉委員	記載されている主な意見については異論なし。 ただし、学校の出口について、全ての課程を修了すると卒業が認定されるということだが、その認定の方法はどのようにするのか知りたい。
吉田委員	今まで議論していたことの内容はおおよそ入っていると思うので、これでよろしいと思う。

高瀬委員	意見が骨子案にまとまっており問題ない。 入学対象者についてもう1回確認したい。
加藤委員	この内容でまとめることで賛成。 特に、「学びたいと思った時に学び直しができること」というところが大切だと考える。加えて、卒業後のことも考えた対応も視野に入れるべきである。
佐藤委員	この3項目でまとまっていると思うので、具体的にまた皆さんと相談しながら細かいところを確認したい。
安達委員	前回まで参加した会議の内容が骨子案にまとまっていると思う。 内容として、「学ぶ機会を取り戻すことができる」というところも大事で、この言葉が入っているのがとてもいい。
瀧江委員長	文言についてはこれから吟味するが、概ねこの3つの柱で、まずは7教振にもあるとおり、県民一人ひとりがウェルビーイングということを意識し、一人ひとりが幸せであるということ、そして充実した生活を送ることが大切だと考える。特に夜間中学における学びを通して前進する、あるいは育っていく、そして多様な仲間と共に向き合い学び合う、そして学ぶ楽しさを実感する、そういう学校ということでまとめたいが、よろしいか。
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	今、学校の出口のとしての認定方法、それから入学対象者についてお話をいただいた。後に議論する場があるので、またその場で話をしたい。
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(2) 設置主体	
加藤委員	夜間中学の設置主体については、市町村で細かく対応できる部分はありながらも、やはり県で設置が妥当だと思う。
佐藤委員	前回の会議でもこの話が出ていたが、やはり県で最初に音頭を取って設置を進めていくのがいい。
安達委員	まずは県で設置を進めていくといいと思う。
高瀬委員	この通りでいいと思う。
吉田委員	ノウハウとしては、中学校を運営している都合上、市町村で運営する長所があるが、市町村は、夜間中学を運営するところに難点がいくつかある現状であるため、県でパイロット的にまず始めるという方向でいかがか。提案という形になると思うので、骨子案に記載されていることでいいと思う。
片倉委員	設置主体が県なのか市町村なのかということについては、市町村は体力的に厳しい部分があり、県が妥当であろう。 県立とした場合、県立の夜間中学校だけではなく、他の組織がこれから立ち上がりてくる可能性もある。例えば、先日の新聞報道にもあった米沢・置賜地域で自主夜間中学が立ち上がり、来月末には説明会が実施されるようである。 そのような組織が県内に少しづつ出来てくるならば、県立て1校、中心的な役割を据えることが望ましい。

栗田委員	事前調査から、市町村から夜間中学の設置の意向がない中で、市町村に設置をお願いすることは難しい。まずは県で設置、次に市町村が設置できるような体制になればいい。
瀧江委員長	<p>夜間中学の設置主体について皆様の意見をまとめると、まず、本来であれば教育課程のノウハウを持っている市町村が望ましいが、現在、残念ながら市町村での設置はなかなか難しいという意向がある。</p> <p>それを受けとると、県でパイロット的に1校を設置する。そして、これから増えるであろう、あるいはニーズが増すだろう市町村に、ノウハウを知らせていくという形でよろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	まず、ノウハウの蓄積というところを大切にしたいという意向をぜひまとめてほしい。
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(3) 設置場所	
片倉委員	骨子案の通りだと思う。
佐藤委員	県全体を対象とするのなら、遠方の方は山を越えて通学することがなかなか難しいので、サテライト型のような設置場所も考えられるのではないか。
瀧江委員長	<p>多様な学びということから、まず意見を伺いたい。</p> <p>また、実現可能かどうかについては、場所、教員配置、設備などの条件があるが、サテライトあるいはオンラインなど、様々な工夫が生まれてくると思う。報告書を作る際に条件や工夫について吟味していただきたい。</p> <p>骨子案に記載している通り、駅が近い、バス停がある、あるいは駐車場があるという立地について各委員から意見をいただいた。</p> <p>また、夜間であるということも考えた時に、立地と同時に、アクセスがいいこと、公共交通機関を利用できること、それから送迎を想定した場合に駐車スペースということもあるのではないか。通学のしやすさがここで特に文言として入ってくると思う。</p> <p>また、佐藤委員からいただいたサテライト等、工夫についても、今後考えていく、このようにまとめてよろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
3 本県における夜間中学の在り方の方向性	
(4) 入学対象者	
瀧江委員長	<p>検討委員会の主な意見としては、「ニーズを確かめながら進める方がよい」「母国で義務教育を終えた方も対象にしたい」「外国人は母語が多種になり、設置者による準備が必要となる」「不登校だった方の学び直しの場として必要である」という意見をいただいた。</p> <p>先ほど高瀬委員から入学対象者についてもう一度確認したいということについて、骨子案に4つが掲載されているが、いかがか。</p>

栗田委員	第4期の教育振興基本計画では、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割となっている。学齢生徒、現在中学校に在籍している不登校の子どもたちが、もし希望があれば夜間中学に通えるよう、入学対象者に含まれる形となればいいと、個人的には思っている。	
瀧江委員長	骨子案に記載している意見の他に、現在中学校で学んでいて、例えば不登校である学齢期の子どもも通えるように、という意見があつたが、いかがか。	
安達委員	特に、この選択肢が増えるという点で、今在籍している学校でなかなか学びが難しい子どもが広く受け入れられるといいと思う。 在籍している学校との連携といった部分はかなり大事になってくると思うし、たくさんの大人の目で、そういった子どもたちを見る能够があると思うので、学校との連携も含めて、対象に入れていただけるとありがたい。	
瀧江委員長	これまでの議論をまとめると、まず、様々な理由により中学校を卒業できなかつた方、不登校などで当時十分に学ぶことができないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方について、まずニーズを見ながら進めていくということで確認をさせていただいた。 学齢期の生徒、今まさに中学校で不登校であるという生徒については、事務局から何か事例はあるか。	
事務局	全国の事例では、まだ少数のようである。今後さらに情報収集していきたい。	
瀧江委員長	今まさに中学生であるという方については、学校との連携を整えていく必要もあると思うので、学齢期の生徒については含みを持たせながら、まず、今後設置する夜間中学については、要望等は検討する。 報告書については検討中の県もあるということでいかがか。	
各委員	(異議なし)	
4 県として引き続き検討すべき事項		
(1) 設置に向けて留意すべき事項		
瀧江委員長	学年や学級の考え方を検討し、学習歴を見て編制するということも話になつた。学年、学級という仕切りもあるが、コースもある。例えば、高校進学を目指す、または、中学校の学力をつけ、そこから就労に向かうということもあるのではないか。出口も見据えたコース制や柔軟な対応も考えるという話もあった。 高齢者、若者、外国人、他学年と一緒に学び合うことのよさもあるという話題になった。 課題を抱えている生徒も想定されるため、できるだけ小規模での運営がいいのではないか、そして個別の配慮が必要であるという話にもなつた。例えば、音が苦手とか、今は人と向き合うことができなくとも学校には行きたいという生徒がいる場合、無理して1つの教室に入れるというのではなく、仕切りやクールダウンするようなスペースを作るという配慮が必要という話だった。 入学時期、修業年限についても意見をいただいたが、まず今は状況を見ながら、ということも話題になった。 ハイブリッドやオンライン授業についても意見としていただいた。	

	学齢生徒の受け入れについてはいかがか。基本的に市町村の適応指導教室等との兼ね合いや連絡調整などを考えた時に、開校したばかりの時にはなかなか難しいのかかもしれない。まずは状況を見て、今後の検討課題に盛り込めればと思うが、いかがか。
加藤委員	<p>学齢期で不登校の子どもたちの理由は非常に多様だと思う。</p> <p>例えば、学びたいという気持ちがあるのかという点や、不登校の理由がその子その子で多様にあり、学びたくても学べない、学校に行けない、という子どももいるが、それ以上に気持ちの発達といったところでの悩みを抱えている子どもも非常に多い。</p> <p>ニーズや学びの場を広げることに関しては賛成ではあるが、学び直しの必要性を感じている方が学ぶ場という意味で夜間中学はあった方がいいと思うので、学齢期の子どもを入学対象者としないことでいいと考える。</p>
瀧江委員長	<p>学び直しをまずは大切にという意見をいただいた。</p> <p>全国的に学齢期の子どもを夜間中学の対象としているかどうかの全国の状況等について、紹介していただきたい。</p>
江口委員	<p>今、夜間中学に学齢期の生徒が正規に入学できるのは、香川県三豊市の高瀬中学校の夜間学級だけと記憶している。そこには、少人数の1人、2人の学齢期の不登校だった子どもが、親の送迎で通学し、高校に進んだと伺っている。しかし、事例としてはごく限られている。</p> <p>最近注目されているのが、京都市の洛友中学校が先進事例となるが、学びの多様化学校と夜間中学を併設するケースがある。</p> <p>ただし、これは夜間中学に学齢期の不登校の子どもが通えるということではなく、夜間中学と学びの多様化学校を併設しているが、制度としては別である。</p> <p>不登校の子どもの問題は在籍校でのサポートを基本としながら、学びの多様化学校設置を検討するという方が現実的かと感じる。</p>
瀧江委員長	<p>在籍校を第一としながら、その子は何を今クリアしなければいけないのか、それは学びなのか、今向き合う自分なのか、あるいは様々な理由なのか。それらを取り除く環境調整をしていくことが必要とも考えられる。</p> <p>まずは、これから設置しようとする夜間中学については、設置後に様々な部分を広げていく。例えば、教員の配置がある。先ほど申し上げたコースなども多様になり、対応が複雑になってくるということを考えると、今後の課題ということにさせていただき、先ほど整理した内容で進めたいと思うが、いかがか。</p>
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	<p>先ほど、山形県の場合、まずはパイロット的に県立で設置という整理をした。</p> <p>全国の夜間中学は市町村立が多いと思うが、県立で設置することについて、難しさやよさを教えていただきたい。</p>
江口委員	教育機会確保法が成立するまでは中学校の学級や分校という位置付けしかなかったので、基本的には市町村が既に設置済みの中学校にプラスするイメージだつ

	<p>た。教育機会確保法成立以降、県立での設置や独立で夜間中学設置もできるようになり、その後設置された夜間中学は県立も多い。</p> <p>そのことから、県立がとても難しく、市町村立が絶対いいということはないと言ふ自身は受け止めている。</p> <p>山形県が県立で進めるという方針自体には賛同。現実的にその市町村の力量、余力の問題から、県でまずは進めるやり方をされているところが多いと思う。</p>
濵江委員長	<p>まずは県立でというところを大事にしていければと思う。</p> <p>では、設置に向けて留意すべき事項について、報告書に盛り込むとすれば、「開校当初からフル装備でというのではなく、まずニーズを見ながら、確かめながら、そして子どもを真ん中に置いて進めていくことを大事にしたい。」という一文を添えたいがいかがか。</p>
各委員	(異議なし)
4 県として引き続き検討すべき事項	
(2) 関係機関との連携	
濱江委員長	<p>若者サポートステーション、国際交流、多文化共生等との連携が必要であるということ、定時制・通信制高校、商工関係団体との連携も必要であるということ、市町村に設置されている適応指導教室、公民館等との連携も必要ということが挙げられている。</p> <p>この関係機関との連携について、他に意見、補足等はあるか。</p>
栗田委員	<p>＜新庄市の教育支援センターにおける、関係機関等への配慮等について＞</p> <p>一番大事に思っていることは、在籍している小学校、中学校との連携である。情報をしっかりと担任の先生や校長先生に伝えている。</p> <p>在籍校の担任の先生が見学やサポートのために来る、そのような場を大切にし、いつか学校に戻れる体制を整えることが一番大事。体育の時は、生徒は体育館で活動をしている。</p> <p>今後さらに学校と連携を深めながら、不登校の子どもたちをなるべく多く救っていく形を整えられればと思っている。</p>
濱江委員長	<p>私も現役時代に本当に助けていただいた。</p> <p>センターはそういったノウハウを持っているので、大事にしていきたい。</p>
佐藤委員	<p>＜国際交流的な視点から＞</p> <p>県内でも全国的にも外国出身の方が非常に増えており、その方々の生活サポートとともに、本当に生活に必要な言語について学ぶ機会が非常に少ないので現状である。関係者、国際交流協会や日本語教育に携わる方々とも連携が必要であるとしていただきたい。</p>
高瀬委員	<p>＜若者サポートステーションの立場から＞</p> <p>先ほどコース制の中で就労コースなどの話をしたが、夜間中学のカリキュラムの中に必要に応じて、就労に対する説明の時間や、あるいは様々な体験ができるなどといった時間を設けていただきたい。</p>
吉田委員	＜定時制・通信制高校の運営の観点から＞

	<p>夜間に学校を運営している観点からは、先生方と交流を持って意見交換、ノウハウの共有はお互いのためになると思う。</p> <p>例えば、先ほどサテライトなどの話があったが、通信制ではサテライトをやっているので、意見、現状を話すことはできる。</p>
片倉委員	<p>＜教育委員会のサポートという観点から＞</p> <p>不登校対策では、本町（川西町）の教育支援センターが中心となっている。</p> <p>ただし、それはあくまでも町として設置しているものであり、全ての不登校傾向の子どもがセンターを望んでいるわけではない。ある部分については民間の機関の方が自分に向いているということもあるので、まさに骨子案に書いている連携や調整が一層必要になってくる。</p> <p>この夜間中学校にしても、県が責任を持って全ての機能を備えてというのは一度には不可能に近いことかもしれない、県と民間の連携がより必要になる。</p>
安達委員	<p>＜民間施設を運営している観点から＞</p> <p>今のフリースクールに在籍している子どもには、学校に在籍しながらフリースクールを併用している子どももいるが、1か所だけで何かを完結するということではなく、地域の教育支援センターの先生、学校の先生、フリースクール、進学先として通信制・定時制高校も関わることが近年非常に増えている。その都度、ニーズに合わせた連携になると思うが、地域の関係者の連携はかなり重要なと思う。</p> <p>先ほど意見にあった出口の部分でも、サポートステーションとの連携も非常に重要になってくる。</p>
加藤委員	<p>＜中学校の観点から＞</p> <p>子どもが中学校を卒業して、中学校の時に関わっていたところとの連携を継続している高校もあるとは思うが、なかなか難しいと思う。</p> <p>ただ、今までの様々な話を伺うと、夜間中学だけで何かをしていくことは非常に難しいと感じるが、困った時などに様々な意見をもらえたり相談できたりする場所を、その時にニーズに合わせながら連携を広げていくことは必要である。</p>
江口委員	<p>定時制・通信制高校など進路に関わるような連携もあれば、潜在的な入学希望者とどう繋がっていくのかなど、様々な角度からの連携がある。</p> <p>1つは、福祉関係の部署との連携で、生活保護の担当者や生活困窮者の支援制度の担当者に夜間中学を知っていただくことは、かなり具体的に繋がる可能性があると思う。</p> <p>もう1つは、注目されながら、まだ最近繋がりきれていないケースとして、刑務所の出所者の社会的復帰支援がある。出所者の中には読み書きなどの学力が難しいまま社会に復帰していくケースがある。非行少年たちのサポートをする中で、低学力の問題が背景にあるという話もある。</p> <p>今後視野に入れていただけると夜間中学の役割として幅が広がる。</p>

瀧江委員長	<p>今、委員の皆様からいただいたように、本当に様々な形で、様々な角度で、様々な方から、夜間中学が連携のきっかけになるということを考えていく必要があると思った。</p> <p>また、加藤委員の意見にあるように、夜間中学が何もかも出来るわけではないが、様々な方からの支えや何重もの縁をその一人の子どもに用意していくということも、夜間中学が支援のきっかけになるとえたところである。</p> <p>いただいた意見をまとめると、本当に様々な機関と密接な連携を、そして夜間中学の担当の方がこうした支援の輪を知るということ、その担当になる方の支えにもなっていくとまとめたいが、よろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
4 県として引き続き検討すべき事項	
(3) 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知	
瀧江委員長	<p>検討委員会で出た意見は2つ。県民の理解を得るために周知をしてほしいという意見、市町村への情報提供、情報発信が重要であるという意見である。</p> <p>事務局としては、どういった日程か説明いただきたい。</p>
事務局	<p>可能な限り早く夜間中学を設置する場合の例としては、令和8年の夏頃に周知した上で、相談会を開催することが考えられる。</p> <p>入学希望者の学習歴については、面談でないとなかなか測れないことが考えられる。</p>
瀧江委員長	<p>丁寧に、その部分については時間をかけて、保護者や家族、本人も含めて面談をする必要があるとなると、夏頃に周知の予定であれば、令和8年度末頃には、どんな学校にするか、どこに作るか、どこに設置するかといったことについて動きがあると思う。周知に関して、事務局はどう考えるか。</p>
事務局	<p>まだ具体的にこれをすることは決まっていない。今回のニーズ調査をした際には、チラシ、SNS、テレビ、ラジオ等を使ったが、それでもなかなか行き渡っていない状況だったので、さらに工夫をして、周知方法を検討していかなければならないと考える。</p>
瀧江委員長	<p>広報の方法には、「県民のあゆみ」などの広報誌もある。これから特段の努力をしていただく方向でまとめていきたい。</p>
事務局	<p>今の「4 県として引き続き検討すべき事項」だが、前回まで話し合っていたいたい開校時期や学校規模についても、県として引き続き検討すべき事項に盛り込ませていただきたいと考えている。</p>
瀧江委員長	<p>これまでの議論で話題にしてきたことなので、お願いしたい。</p> <p>骨子案については以上のような形でまとめたいが、いかがか。</p>
各委員	(異議なし)
瀧江委員長	片倉委員からの質問で、夜間中学の教育課程を修了すれば卒業を認定するという仕組みだが、江口委員に認定の方法についてお聞きしたい。
江口委員	卒業の認定というのは非常に難しいことである。

	<p>日本は年齢主義で、一般的な中学校は、基本的には3年間を終えれば卒業認定する。年齢層が多様な夜間中学校の場合、卒業の認定をするのは校長になるので、一律の基準があるわけではなく、それぞれの学校や地域での合意や慣習の中でされているのが実態である。</p> <p>その中でどのような要件かについては、学力で基準を設け、例えば試験を合格しなければならないという方法を採用している自治体はない。</p> <p>基本的には、総合的な学びの状況とその次のステップ、進路に向けた見通し等、面談を経ての判断となる。例えば、高校に行っても、ある程度ついていけるだろうという見立てである。</p> <p>一方、もう1年、夜間中学でしっかりと力をつけた方がいいだろうという見立てになる場合もある。生徒と個別に相談をしながら高校へ進学するというイメージを持っていただけといい。</p> <p>高校進学をしないパターンでは、例えば、高齢の方に関しては、本人の希望や体調も含めて、そろそろ卒業しますか、という話になったり、生涯学習で公民館などの他の学習する場につないだりしながら卒業を決めている。進学者以外は、地域社会にうまくつないでいけるとよい。</p>
瀧江委員長	<p>では、「夜間中学の理解促進に向けた広報・周知」については、県民の皆様の理解に向けて、県が方法を検討していくことでまとめていく。</p> <p>以上で、骨子案を基に報告書の作成に向けた方向性の確認は終了したいと思うが、よろしいか。</p>
各委員	(異議なし)
○ 協議のまとめ	
瀧江委員長	<p>今日この場で話し合われたこと、また、これまでの話し合いの中で各委員からいただいた意見を基に、事務局の方で報告書の案として文章という形でまとめていただき、次回までお示しいただきたい。</p> <p>次回は、報告書の細部について各委員からご覧いただき、本委員会としての報告書を完成させたい。</p>

山形県における夜間中学の  
在り方に関する報告書  
(案)

令和7年10月  
山形県夜間中学在り方検討委員会

## はじめに

令和7年10月

山形県夜間中学在り方検討委員会  
委員長 濵江 学美

## 目 次

### 1 夜間中学設置の背景・経緯

(1) 夜間中学とは · · · · ·	P 1
(2) 政府の方針 · · · · ·	P 1

### 2 夜間中学の現状

(1) 全国の状況 · · · · ·	P 3
(2) 本県の状況 · · · · ·	P 4
① 県内の未就学者の状況 · · · · ·	P 4
② 県内の不登校児童生徒の状況 · · · · ·	P 4
③ 県内の困難を有する若者等の状況 · · · · ·	P 4
④ 県内の外国人の状況 · · · · ·	P 5
⑤ 夜間中学ニーズ調査の結果 · · · · ·	P 5
⑥ 夜間中学に係る市町村の意向調査の結果 · · · · ·	P 8

### 3 本県における夜間中学の在り方の方向性

(1) 本県への設置の必要性 · · · · ·	P10
(2) 目指すべき学校の姿 · · · · ·	P10
(3) 設置主体 · · · · ·	P10
(4) 設置場所 · · · · ·	P10
(5) 入学対象者 · · · · ·	P11

### 4 県として引き続き検討すべき事項

(1) 設置に向けて留意すべき事項 · · · · ·	P12
(2) 関係機関との連携 · · · · ·	P12
(3) 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知 · · · · ·	P13

### 《参考資料》

- ・山形県夜間中学在り方検討委員会設置要綱、委員名簿
- ・第1回～第4回 夜間中学在り方検討委員会資料及び議事録



## 1 夜間中学設置の背景・経緯

### (1) 夜間中学とは

- 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労等を余儀なくされた学齢生徒に、義務教育の機会を提供することを目的として設置された。
- 現在は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒の多様な学びを保障するものとなっている。
- 夜間中学は昼間の学校と同じ、学校教育法第一条による中学校である。このため、公立の場合、授業料は無償であり、授業日は平日の週5日間となる。また、教員免許を所有する教員が指導し、全ての課程を修了すれば中学校卒業となる。
- NPOなど民間が設置する、いわゆる「自主夜間中学」は学校として認可されておらず、中学校の卒業資格は得られないが、活動頻度を自由に設定できるなど、様々な事情を持つ方々に対応した学びの場となっている。(なお、本報告書の夜間中学は公立の夜間中学をいう。)

### (2) 政府の方針

- 夜間中学は、昭和20年代初頭、十分に義務教育を受けられなかった生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、中学校に付設する学級として設置された。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年12月7日成立)  
本法律第14条で、地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずることとされている。
- 菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)  
「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」と答弁している。
- 第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)  
「夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担って

いることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」としている。

## 2 夜間中学の現状

### (1) 全国の設置・検討の状況

- 夜間中学について、設置済、設置予定又は検討中（本県含む）は、令和7年4月現在41都道府県である。

#### ＜内 訳＞

- ・設置済み：32都道府県に62校

うち、県立：11校（徳島、高知、静岡、群馬、鳥取、佐賀、熊本、石川、愛知、三重、鹿児島）

市区立：50校

私立：1校

- ・設置予定：6県

（R8）栃木県、福井県、大分県、和歌山県、愛知県（3校）

（R9）長野県軽井沢町

（開校時期未定）新潟県新潟市、富山県

- ・検討中：3県 山形県、青森県、山梨県

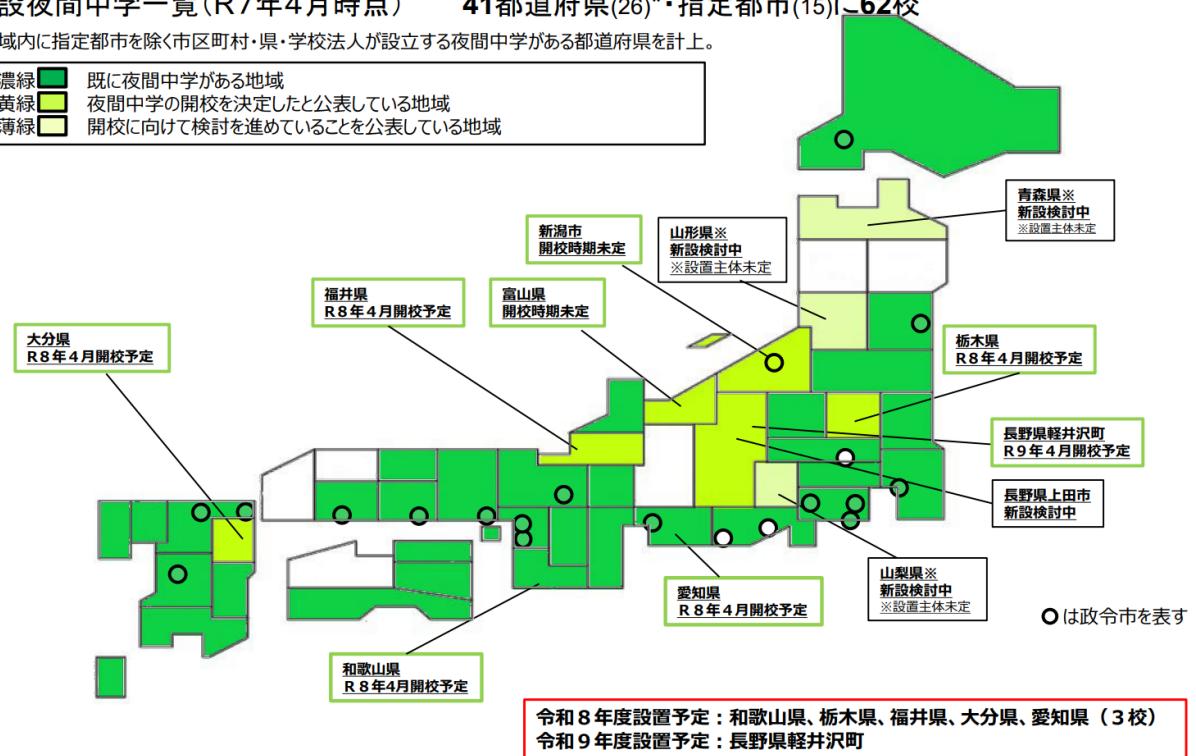
### 【全国の夜間中学の設置・検討状況】

## 夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(R7年4月時点) 41都道府県(26)\*・指定都市(15)に62校

\*域内に指定都市を除く市区町村・県・学校法人が設立する夜間中学がある都道府県を計上。

濃緑：既に夜間中学がある地域  
黄緑：夜間中学の開校を決定したと公表している地域  
薄緑：開校に向けて検討を進めていることを公表している地域



(資料) 文部科学省ホームページ

## (2) 本県の状況

### ① 県内の未就学者の状況

- 令和2年の総務省国勢調査によると、未就学者は893名、最終卒業学校が小学校（義務教育未就学）の者は15,894名である。
- このうち、外国人（在留資格があり日本国籍ではない方）の未就学者は13名で、外国人で最終卒業学校が小学校の者は43名である。

### ② 県内の不登校児童生徒の状況

- 県内の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、小学校では令和元年が278名だったのに対し令和5年が785名と約2.8倍、中学校では875人に対し1,554名と約1.8倍となっている。

#### 【本県の不登校児童生徒数の推移】

(単位:人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校の不登校児童数	278	344	428	685	785
中学校の不登校生徒数	875	882	1,126	1,388	1,554

※県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

### ③ 県内の困難を有する若者等の状況

- 令和5年の本県における困難を有する若者等<sup>※</sup>は512人で、10代の出現率（各年代の総人口における該当者数の割合）は前回調査（H30）の2倍である。

年 代	平成30年		令和5年	
	人 数	出 現 率	人 数	出 現 率
10代	57人	0.11%	99人	0.22%
20代	188人	0.22%	123人	0.16%
30代	384人	0.33%	290人	0.30%
計	629人		512人	

山形県子育て応援部が実施した 「令和5年「困難を有する若者等に関するアンケート」」  
→県内の民生委員・児童委員・主任児童委員 2,822人対象

※ 同調査における「困難を有する若者等」の定義

- (1) おおむね15歳から40歳までで、次のいずれかに該当する方
    - ① 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方
    - ② 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々は買い物などで外出することもある方
  - (2) おおむね40歳以上の方で、上記と同様の状態にある方
  - (3) 上記に準じる方で、ニートなど、民生委員・児童委員及び主任児童委員からみて心配な方、また、家族の方から支援などについて相談があったことのある方
- ※ いずれも、重度の障がいや重度の疾病により外出できない方を除く

#### ④ 県内の外国人の状況

- 県内の在住外国人人口は年々増加傾向にあり、直近調査の令和5年度が過去最多となっている。

〈内訳；人〉

国籍別：ベトナム(2,677)、中国(1,830)、韓国(1,363)

在留資格別：永住者(3,302)、技能実習(2,513)、特定技能(883)

- 県内の外国人労働者数も年々増加傾向にあり、同様に直近調査の令和5年度が過去最多である。

(参考；令和6年1月は6,661人(山形労働局まとめ))

〈内訳；人〉

国籍別：ベトナム(2,293)、中国(1,936)、フィリピン(678)

産業別：製造業(2,940)、建設業(545)、その他サービス業(515)

#### 【本県の在住外国人人口及び外国人労働者数の推移】

(単位:人)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
県内在住外国人人口(※1)	7,945	7,717	7,331	7,955	9,111
県内外国人労働者数(※2)	4,496	4,744	4,427	4,600	5,743

※1 山形県国際人材活躍・コンベンション誘致推進課(現 多文化共生・国際交流推進課)調べ

※2 厚生労働省山形労働局調べ

#### ⑤ 夜間中学ニーズ調査の結果

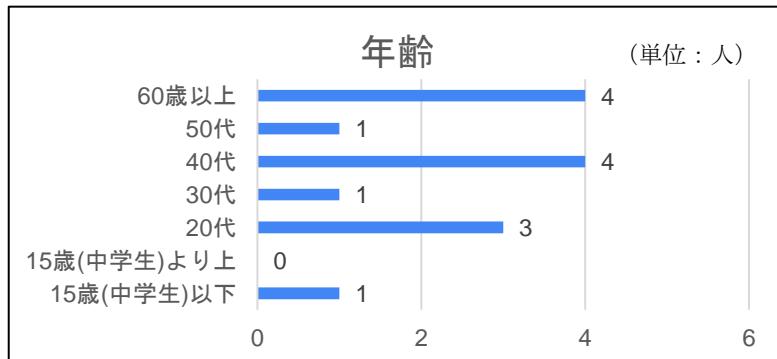
##### 〈調査概要〉

- ・調査期間；令和7年6月9日～7月31日
- ・調査方法；インターネット、はがきによる回答
- ・調査結果；回答数：71件(インターネット回答：62件、はがき回答：9件)

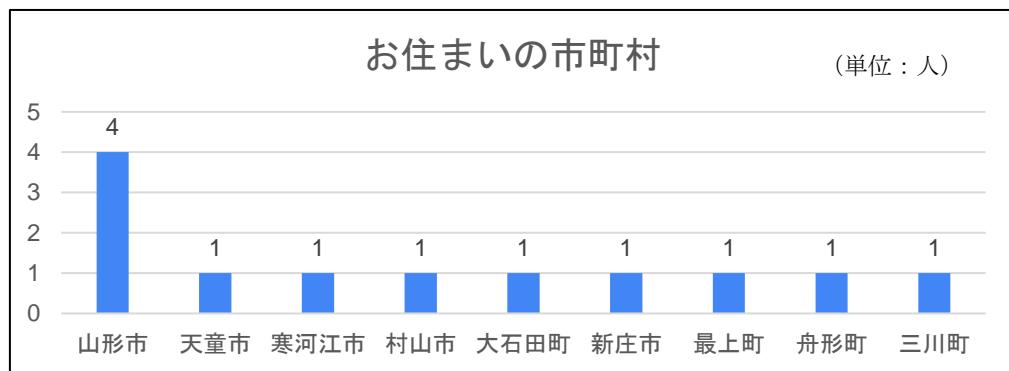
##### 〈調査結果〉

###### ア 夜間中学で学んでみたい方(回答：14件)

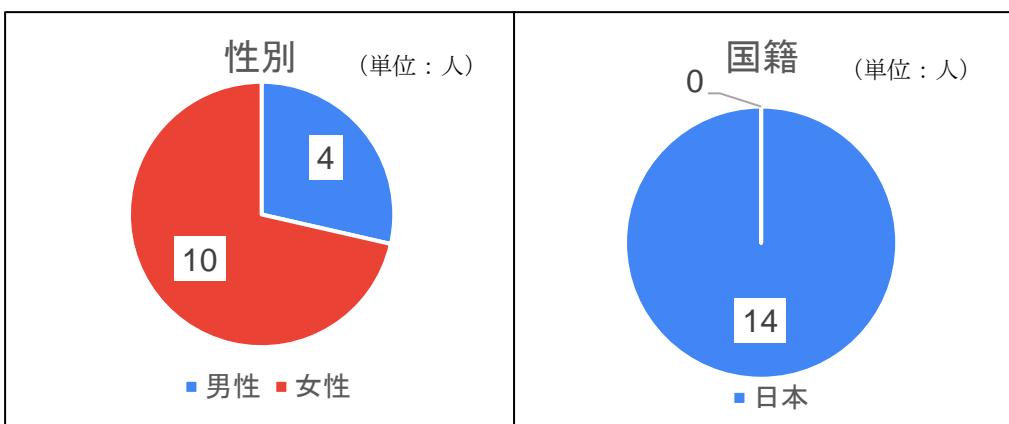
- ・年齢別では、40代、60歳以上が各4名で最も多く、次いで20代が3名



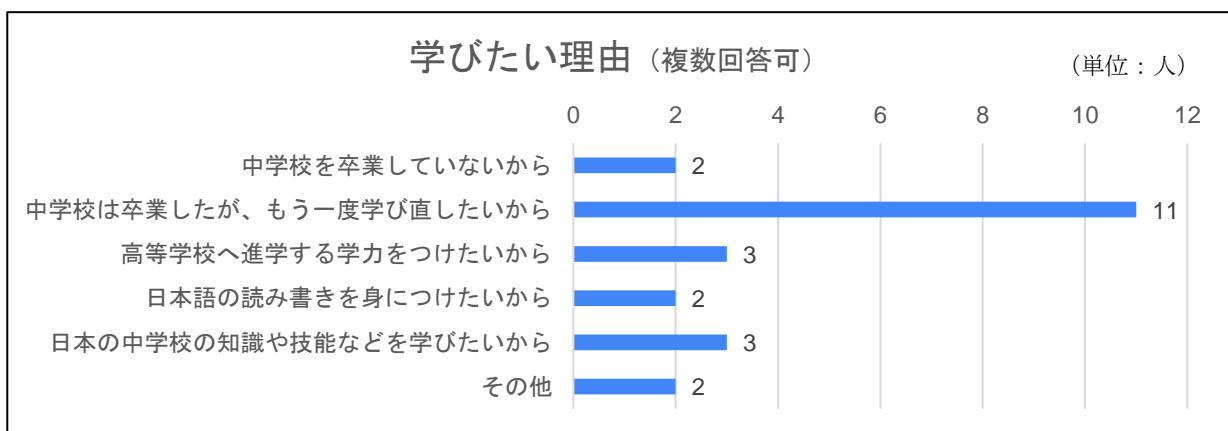
- 居住市町村別では、山形市が4名で最も多く、次いで天童市、寒河江市、村山市、大石田町、新庄市、最上町、舟形町及び三川町が各1名  
(地域別では村山地域が8名、最上地域が3名、庄内地域が1名)
- 市町村無回答2名



- 性別は女性が10名、男性が4名であり、国籍は全員日本人



- 学びたい理由は、「中学校は卒業したがもう一度学び直したいから」が11名で最も多く、次いで「高等学校へ進学する学力を身につけたいから」「日本の中学校の知識や技能を身に付けたいから」がそれぞれ3名



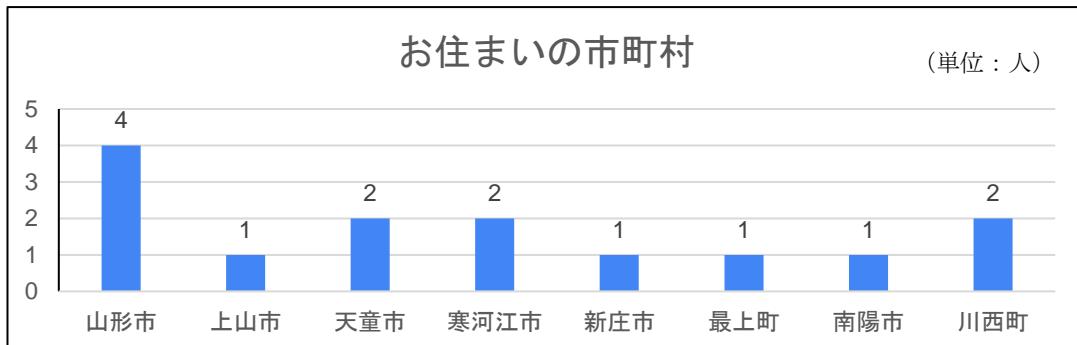
<その他の学びたい理由>

- 中学は卒業したが、当時は授業についていくのが大変だった。今の年齢になり発達特性があることがわかったが、学び直せるなら学び直したいとずっとと思っていた。
- 外国にルーツがあるため、もう一度学び直したい。

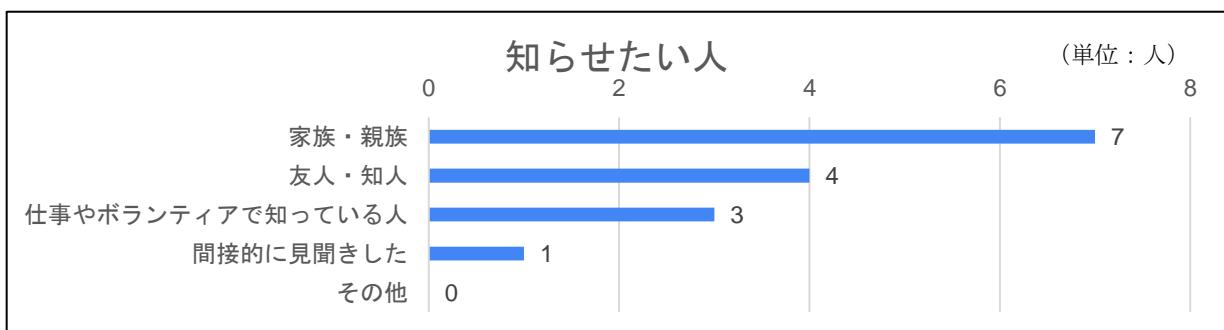
#### イ 夜間中学について知らせたい人が身近にいる方（回答：17件）

- 居住市町村別では、山形市が4名で最も多く、次いで天童市、寒河江市、川西町が各2名（地域別では村山地域が9名、最上地域が2名、置賜地域が3名）

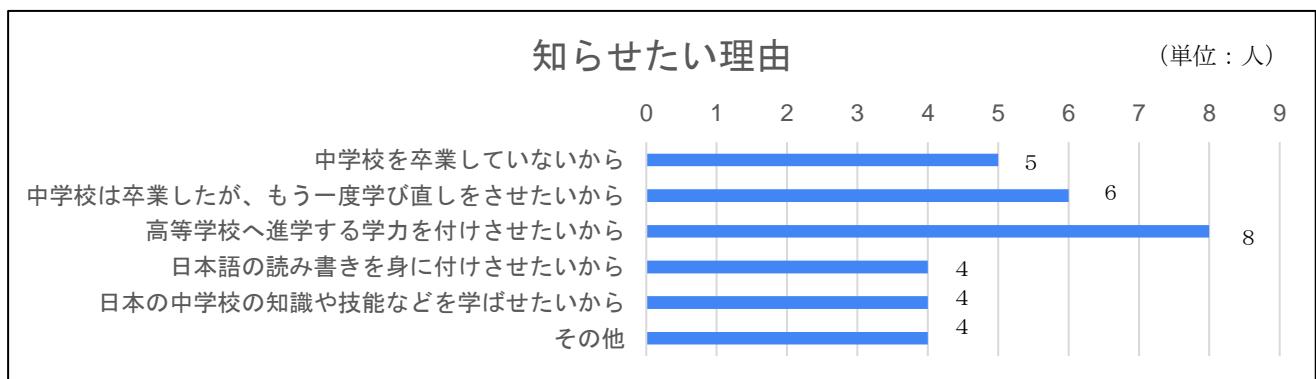
市町村無回答3名



- 知らせたい人は、家族・親族が7名で最も多く、次いで友人・知人の4名



- 知らせたい理由は、「高等学校へ進学する学力をつけさせたいから」が8名で最も多く、次いで「中学校は卒業したがもう一度学び直しをさせたいから」が6名



#### ＜その他の知らせたい理由＞

- 中学を卒業できた方が人生の選択肢が増えるから。
- 義務教育卒レベルの知識や技能が十分に養われる機会がまだあることを伝えたいから。

#### ＜現在学齢期の人に対し知らせたい理由＞

- （夜間中学は学齢期を過ぎた方を対象としているが、回答されたご意見を参考まで掲載）
- 現在通っている学校が合わないため。
- 不登校になり、出席日数関連で高校入学ができないかもしれないから。

## ウ 夜間中学についての意見（自由記載での意見総数：18件）

### ＜設置に肯定的な意見 16件の概要＞

- ・自分は、いわゆるヤングケアラーだった。また、思春期で心身が不安定となり不登校だった同級生も、自身の周囲に多くいる。もし夜間中学が設立されるならば、ぜひ学んでみたい。
- ・県内4地域に夜間中学を設置してほしい。（同様の意見：全2件）
- ・県内に1校のみの設置の場合は、オンライン授業とスクーリングを併用してはどうか。
- ・授業は、毎日ではない方が受けやすい。また、卒業を目的としなくとも、例えば数学だけ学ぶといった、コース選択があれば良いのではないか。
- ・日本語の知識がほとんどない、あるいは日本文化などの知識がない外国人が、夜間中学で学ぶことを奨励すべきではないか。（同様の意見：全2件）
- ・コロナ禍のときに通信制高校に進学した人たちは、動画視聴してレポート提出、採点が良ければ単位は取れたが、友達づくりの機会がなかった。このような人たちのために学び直しの場があれば自信がつくのではないか。

### ＜設置に否定的な意見 2件の概要＞

- ・夜間中学を設置するのではなく、不登校生徒に対応しているオンライン学校を活用するほうが良いのではないか。
- ・公費による夜間中学は必要ない。必要ならば自費にて学ぶべきではないか。

## ⑥ 夜間中学に係る市町村の意向調査の結果

### ＜調査概要＞

- ・調査期間：令和7年8月8日（金）～8月29日（金）
- ・調査対象：県内の全市町村教育委員会

### ＜調査結果＞

#### ア 市町村における「夜間中学」に関わる状況について

- ・市町村立で設置意向を持つ市町村はない



イ 県立て設置する場合に、自治体所有の施設で夜間中学として活用できる施設があるか

- ・「活用できる施設等がない」 32 団体、「活用できる施設等がある」 3 団体

ウ 調査後の市町村教育委員会へのヒアリングから

a 市町村立て夜間中学を設置する意向がないと答えた理由

- ・自分の市町村にニーズがない。ニーズの把握ができない。市町村の人口から考えたときに、ニーズがあったとしても希望者が少ないと考えられる。
- ・経営していく体力がない。人口が多く、交通の便がよい市ほうが望ましい。
- ・施設がない。設置場所を検討した時に交通の利便性が悪い場所になってしまふ。
- ・財源や労力を考えると、学校の統合等の他の教育課題を優先せざるを得ない。

b 県立て設置する場合に提供できる施設がないと答えた理由

- ・施設については他の用途で検討中である。
- ・既存施設は交通の利便性が悪い。
- ・現在使用中の小中学校の校舎を夜間中学と併用する際、トラブルや地域の反応が心配される。

### 3 本県における夜間中学の在り方の方向性

このような夜間中学設置の背景・経緯及び現状を踏まえ、本県における夜間中学の在り方の方向性を以下のように示す。

#### (1) 本県への設置の必要性

- 国勢調査等から、本県にも最終学歴が小学校の方や不登校経験者、困難を有する若者等が一定数いる実態がある。教育機会確保法の趣旨や国の方針、全国の設置状況などを踏まえると、このような方々に学習する場を提供するため、教育機関として夜間中学を早期に設置する必要がある。

#### (2) 目指すべき学校の姿

- 夜間中学には、最終学歴が小学校の方等の学び直しができる場であることや、学校に通い、仲間と共に学ぶ機会を提供することが期待される。また、様々な年代層の生徒や不登校経験者等の事情を抱える生徒、外国籍の生徒等が集まることで、多様な学び合いを進められることが重要である。
- こうしたことから、本県の夜間中学は、このような方々が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるよう、学びを通して一歩ずつ前進し、多様な仲間と共に学び合い、学習活動を通じて達成感を得られる学校を目指すことが求められる。

#### (3) 設置主体

- 夜間中学の設置主体については、中学校の教育課程のノウハウを有するとともに、通学の便が良いこと等から、全国的には市町村となっている事例が多い。
- 一方で、対象となる生徒が散在していることから、夜間中学のニーズ把握が難しく、学校統廃合等の課題を抱え人的、財政的にも新たな学校設置が困難である市町村もあることなどから、県内市町村では設置意向がない状況にある。
- 以上を踏まえれば市町村による設置が望ましいが、まずは県でパイロット的に1校設置し、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつノウハウを蓄積し、生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対しそのノウハウ等を提供し、設置検討が進められるようにすることが望まれる。

#### (4) 設置場所

- ニーズ調査等の居住地別人数を踏まえるとともに、夜間中学の教育課程の時間帯等を総合的に勘案し、駅やバス停が近いこと等により、夜間でも公共交通機関を利用し自分で通学できること、保護者の送迎や自分で運転して通学する

生徒向けの駐車スペースが近隣にあるなど、広域的な通学を考慮した設置場所が望ましい。

#### (5) 入学対象者

- 入学対象者については、様々な理由により中学校を卒業できなかった方、不登校などで十分に学ぶことができないまま中学校を卒業した方、日本で義務教育を受けることを希望する外国籍等の方を基本とし、ニーズを見ながら対応していくことが重要である。

## 4 県として引き続き検討すべき事項

3で示した、本県における夜間中学の在り方の方向性に加え、県が引き続き検討を進めるべきものとして出された意見を以下のとおり示す。

### (1) 設置に向けて留意すべき事項

- コース制の採用や、学年設定や学級編制、入学時期や修業年限、卒業要件などに柔軟な対応を求める。
- 学齢期の不登校生徒も受け入れてはどうかという意見がある一方で、夜間中学で受け入れている全国の自治体は検討中を含めて少なく、学びの多様化学校での対応を検討する方が現実的である。
- 多様な年齢層の生徒や外国人等と一緒に学ぶことは良い点だが、様々な課題を抱えている生徒や他者との関わりにおいて配慮が必要な生徒に対応するための工夫（例；教室に仕切りを設けること等）も必要である。
- オンライン授業や対面・オンラインのどちらでも参加できるハイブリッド授業、サテライト教室の設置など、遠方の生徒にも対応できるような取組みも検討してほしい。
- 早期開校を目指すために、校舎については既存の現有施設の活用についても検討すべきである。
- 夜間中学の特性上、多様な背景を持つ生徒が入学してくることが想定されるため、入学してきた生徒の状況を見ながら必要な支援スタッフの拡充も検討してほしい。

### (2) 関係機関との連携

- 夜間の運営や学習指導、生徒指導に関するノウハウを高めるため、定時制・通信制高校や市町村に設置されている教育支援センター等との連携が必要である。
- また、働きながら通学する方や外国籍の方の学校生活を支援するため、商工団体や国際交流団体等、様々な機関と連携することが必要である。
- 将来、就労を希望する生徒も予想されるため、カリキュラムの中で就労体験を行うなど、様々な職業について説明を聞くことができる機会を提供できるように、企業等と連携してほしい。

### （3）夜間中学の理解促進に向けた広報・周知

- 夜間中学の入学対象となる方々がその存在を知り、学びの機会を得られるよう、周知をしっかりと行うことが求められる。そのため、各市町村発行の広報誌等を活用するなど、市町村や関係団体と連携して県民に情報提供してほしい。